

令和7年度 第1回  
船橋市感染症対策連携会議

会議録

日 時：令和7年7月15日（火）

19時30分～20時05分

場 所：保健福祉センター3階 健康診査室

（対面またはオンラインによるハイブリッド方式）

開会 19時30分

○事務局（田中健康危機対策課長）

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第1回船橋市感染症対策連携会議を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。司会を務めます、保健所健康危機対策課の田中でございます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りさせていただいたとおり、

- ・次第
- ・資料1 「「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定（概要）」
- ・資料2 「「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）」への意見反映について」
- ・資料3 「「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）」の県事前確認について」

また、こちら事前にお配りしております参考資料として、

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）」

「船橋市感染症対策連携会議設置要綱」

「船橋市感染症対策連携会議委員名簿」

となっております。

配付資料は以上となります。

なお、配付資料の説明の際は画面に該当の資料を表示いたしますので、そちらもご覧ください。

委員の出欠状況でございますが、林委員、新宮委員につきましては所要のため欠席するとのご連絡がございました。

なお、石森委員に代わりまして、同じく消防局で救急課の三浦課長がオブザーバーとして参加されることについてご報告いたします。

本日は、対面とオンラインにおけるハイブリッド方式となっております。オンライン参加の方におかれましては、ご意見やご発言されたい場合は画面右下の「手」のマークを押してください。議長等が指名しますので、指名されましたらご発言をお願いします。

それでは、以後の進行につきましては、船橋市感染症対策連携会議の議長であります、船橋市医師会会長の鳥海議長をお願いしたいと思います。

鳥海議長、よろしくお願いいたします。

#### ○鳥海議長

議長の鳥海です。よろしくお願いいたします。

初めに、委員の変更についてお知らせいたします。本会議副議長の山口委員が退任され、船橋中央病院の郷地院長が委員に就任されました。

また、赤岩委員が退任されたため、船橋歯科医師会の藤平会長が委員に就任されました。

さらに、坪木委員が退任されたため、本日は所用のため欠席ではございますが、船橋市自治会連合協議会の新宮副会長が委員に就任されました。

それでは、郷地委員、藤平委員の両名よりご挨拶をいただきたいと思ひます。ではまず、郷地委員、よろしくお願いいたします。

#### ○郷地委員

船橋中央病院院長の郷地と申します。

私はこういうことに関して不慣れでございますので、いろいろな点でご迷惑をおかけする可能性がありますがお容赦いただければと思ひます。

よろしくお願いいたします。

#### ○鳥海委員

ありがとうございました。

続きまして、藤平委員、よろしくお願いいたします。

#### ○藤平委員

船橋歯科医師会の藤平です。

勉強させていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### ○鳥海委員

ありがとうございました。

続きまして、先ほど申し上げたとおり、当会議の副議長である山口委員が退任されたため、副議長の選出に入りたいと思ひます。

船橋市感染症対策連携会議設置要綱第4条の規定によりまして、副議長は委員の互選となっております。

ご推薦がございましたらよろしくお願いいたします。

## 【杉山委員挙手】

はい、杉山委員。

### ○杉山委員

この会議は、感染症法に基づく予防計画等に基づき、新たな感染症対策における平時からの情報共有、連携の推進を目的に協議する場だと思っておりますので、感染症指定医療機関の院長である、郷地委員が副議長に適任だと思っておりますのでご推薦いたします。よろしく申し上げます。

### ○鳥海議長

ただいま、杉山委員から副議長には郷地委員をとのご発言がありました。他の方をご推薦する方はいらっしゃいますか。

他の方をご推薦される方は「手」のボタンを押してください。

## 【挙手等なし】

手を挙げるかたがいらっしゃらないようですのでご異議がないものとして、郷地委員を当会議の副議長に選任することに決定いたします。

それでは、議事に入る前に、会議の公開非公開に関する事項について皆さまにお諮りいたします。この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

### ○事務局（田中健康危機対策課長）

本市においては「船橋市情報公開条例」及び「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」に基づき、会議の概要及び議事録を原則として公開とさせていただきます。また、本日の会議につきましては、傍聴人の定員を5名とし、事前に市のホームページにおいて、開催することを公表いたしました。傍聴人がいる場合には「公開事由の審議」の後に入場していただきます。

当会議につきましては「個人情報等がある場合」または、「公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」などを除き、原則として公開することとなっております。また、議事録については発言者、発言内容も含め全てホームページ等で公開されます。

本日の議題については、個人情報等は含まれておりません。また、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは無いものとして、公開として差し支えないものと考えます。事務局からのご説明は以上となります。

## ○鳥海議長

説明のとおりですので、この会議は公開とし、会議の議論の内容によって、非公開の事由にあたるおそれがあると判断した場合は、改めて皆様にお諮りするものとさせていただきますと思います。皆さまいかがでしょうか。

ご意見がある方は「手」のボタンを押してください。

### 【挙手等なし】

手を挙げる方がいらっしゃらないようですのでご異議がないものと認めまして、本日の会議は公開といたします。

本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

## ○事務局（田中健康危機対策課長）

本日の傍聴希望者はありませんでした。

## ○鳥海議長

それでは、次第に沿って進めていきます。今回の連携会議では船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について協議いただくことを目的としています。

それでは議題（1）「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定案への意見反映についてに移ります。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局（中野新興・再興感染症係長）

健康危機対策課の中野と申します。

議題1の「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）」への意見反映について、ご説明させていただきます。

資料1「「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定の概要」に沿って説明いたしますので、右下に番号「1」と記載されているスライドをご覧ください。

こちらは「本市行動計画の改定の流れ」を記載しております。

令和6年7月に政府行動計画が改定され、これに基づき令和7年3月に千葉県の行動計画が改定されたことにより、本市においても年内の改定を目指し、庁内各課への意見照会を2回行ったうえで「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定案を取りまとめました。

この市の改定案につきまして、5月から6月にかけて本連携会議および地域医療専門部会の委員の皆様にご意見を伺ったところでございます。

頂戴したご意見を踏まえ、修正した改定案につきましては、10月頃にパブリッ

ク・コメントを実施し、12月中には改定を完了させる予定でございます。より詳しい改定スケジュールにつきましては、後ほどスライド「4」にてご説明いたします。

次にスライド「2」をご覧ください。

国、県、市に共通する改定のポイントとして3点挙げさせていただきます。

1点目は、「平時の準備の充実」でございます。市の改定案ですと30ページ、(資料には93ページとありますが)94ページなどに記載しております。具体的には、平時からの県等の関係機関との情報共有や訓練等の実施による連携強化、新型コロナでは時間を要した保健所本部への職員応援体制の構築をスムーズに行うための仕組みづくり、保健所本部で感染症対応に当たる職員の資質向上のための研修・訓練の実施、医療提供体制への影響が大きい高齢者施設等における感染拡大を予防するため研修等の支援の実施などが掲げられており、予防計画と同様に「平時の備え」・「事前対応型の行政」に重きがおかれているといえます。

2点目、「幅広い感染症に対応する対策と状況の変化に応じた対策の切り替え」として、これまでの行動計画では新型インフルエンザを主に想定した内容だったため、新型コロナ対応ではなじまない部分もありましたが、今回の改定では新型インフル、新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症も念頭に、新型コロナのように変異を繰り返し中長期的に複数の波が来ることも想定した対策としているほか、はじめはワクチンや治療薬が無いことを前提に、それらの普及状況等の変化に応じて医療や感染拡大防止対策を切り替えていく、といったつくりになっております。

こちらは市の改定案ですと24ページ、61ページ、(資料には78ページとありますが)79ページなどに記載しております。

最後に3点目、「対策項目の拡充と横断的視点の設定」ですが、スライド「5」以降に記載したとおり、行動計画の項目がこれまでの6項目から13項目に拡充され、「水際対策」、「ワクチン」、「治療薬・治療法」、「検査」、「保健」、「物資」などが追加されました。また、各対策項目をつなぐ横断的な視点として、DXの推進など4項目が設定されたところでございます。

次のスライド「3」をご覧ください。

市独自の改定ポイントとしても3点挙げております。

1点目は、「宿泊療養施設の確保」についてです。船橋市として宿泊施設を確保する場合には、関係団体と協議のうえ、重症化リスクのある家族からの隔離型とするか、医療機関との提携型とするかについて検討することを明記しております。

2点目としましては、「緊急時における対応」として、県の体制整備が整う前に管内に早期の感染拡大が生じた場合に備え、必要な施策が講じられるよう県や関係団体と共通認識を図っておくことを明記しております。

なお、この1点目と2点目につきましては、新型コロナでの対応経験をふまえ、

予防計画策定において船橋市が県と調整のうえ独自に記載した部分であり、予防計画との整合性を図るため、行動計画にも追加したものになります。

最後に3点目、「新型コロナ対策に関する振り返り」でございますが、こちらは令和5年度の本会議資料に掲載しました「新型コロナ対策に関する第1波から第8波の振り返りの概要版」を巻末に追加しております。

次にスライド「4」をご覧ください。

本日の会議のあと、修正を反映した市の改定案につきまして、10月にパブリック・コメントを行うことを9月の第3回市議会定例会の健康福祉委員会において事前に報告したのち、10月にパブリック・コメントを実施し、その結果と計画の最終案を11月に開催する予定の第2回連携会議においてご報告させていただき、翌月12月には市議会に報告を行い、改定を完了するスケジュールを想定しております。

スライド「5」～「9」には、各論として13項目の概要を記載しておりますが、お時間の関係上、項目ごとの詳細な説明は割愛させていただきます。

資料1に関するご説明は以上となります。

続きまして資料2「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）への意見反映について」をご覧ください。

5月29日付けで皆様にお伺いしました「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）に関する意見照会について（依頼）」に対し、4件のご意見をご提出いただきました。ご協力まことにありがとうございました。各ご意見についての本市の対応及び考え方を資料2にまとめておりますので順番にご説明いたします。

スライド「1」をご覧ください。

本市の「新型コロナの対応経験」を記載している部分に関し、次のご意見をいただきました。

『2ページ目第4段落の「市対策本部は、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更される2023年（令和5年）5月8日までに、計85回開催された。」という記載について、本部が開催された回数なのか意味が通じない様に思います。

本部にて何か会議が開催されたということでしょうか？』とのご意見であります。本市の対応といたしましては、スライド「2」をご覧ください。

こちらの箇所は船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部において、市対策本部の「会議」が計85回開催された旨を記載しておりますので、青枠内のおり「会議」を追加する形で修正させていただきます。

続いてスライド「3」をご覧ください。

「8 医療」の対策項目のところで次のご意見をいただきました。

『県又は市等と医師会で医療措置協定等を締結する必要はないのでしょうか。医師会との関係、依頼内容や担当事項について本文に加える必要はないのでしょうか。』とのご意見です。

本市の考え方といたしましては、スライド「4」をご覧ください。「医療措置協定については、感染症法により都道府県が各医療機関と締結するものとされていることから、感染症法に基づく協定を市と医師会で締結することは想定されておりませんが、新型コロナウイルス対応時に感染拡大防止や検査・入院医療体制作りなどの取り組みを本市として推進することができたのは医師会から全面的なご協力をいただいた結果であります。

そのため改定案では、医師会をはじめとする専門職能団体、関係団体・機関との連携を図っていくことが重要としており、平時から役割分担や連携体制等について協議し整理していき、新たな感染症発生時においては改めて医師会等と連携の上、病院間での調整等を行ってまいりたいと考えております。

続くスライドでは、改定案において「医師会をはじめとする専門職能団体、関係団体・機関」との連携や協議を行うことが示されている部分について例を挙げておりますが、スライド「5」の「ワクチン接種体制の確保における医師会等との連携」ならびに「特に配慮が必要な患者に関する医療体制確保における連携等」、スライド「6」の「県の体制整備が整う前に感染拡大が生じた緊急時の対応に関する協議」ならびに「新型インフルエンザ等の発生に備えた意見交換や必要な調整等を通じた連携強化」などが改定案に盛り込まれております。

続いてスライド「7」をご覧ください。

財源に関して次のご意見をいただきました。

『今回のコロナの時を鑑みて、財源についての話題を入れてはどうか。特別措置法に基づいて行ったのはわかるが、市独自でインシャルの財源を確保しておき、いざという時に使えるようにしておくのは大事ではないか。以上を見据えた上で、コストに言及する部分があってもいいのではないか』とのご意見であります。

本市の考え方といたしましては、スライド「8」をご覧ください。

「感染症有事の対策の実施のために必要な予算や財源の具体的な内容については、感染状況や感染症の特徴、国からの財政措置などを踏まえて検討することになるため、市独自の予算や財源の確保について、計画には位置づけておりませんが、コロナ禍を経まして、感染症法改正による流行初期医療確保措置をはじめとする国の対策やそれに伴う財政措置も明確になってきていることから、基本的に支援が不足することは想定しておりませんが、支援に含まれない部分がある場合については市で対応するなど、参考として記載した青枠内の「迅速な対策の実施に必要な予算

の確保」(改定案 32 ページ) のとおり実施していく想定であり、今後有事の際に迅速な対策の実施のために必要な予算が確保できるよう、財政部門とも連携して対応してまいりたい」と考えております。

続いてスライド「9」をご覧ください。

各対策を行う担当部署の記載に関して以下のご意見をいただきました。

『市役所本庁舎に属する部署については具体的担当部署を決定し記載してあるが、保健所においては同様に具体的部署を決定し個別に記載しなくて良いのか。』とのご指摘であります。

これにつきましては、改定案の「各対策を行う担当部署」は「総務部」などの「部」単位で記載を統一しております。市の行政組織においては「保健所」が「部」に相当するため、表記としては「保健所」となっておりますが、保健所だけが具体的な部署が決まっていないということではございませんのでご理解をいただければと思います。

なお、スライド10で参考にお示ししましたように、改定案の本編とは別に「担当課別索引」を作成中であり、各対策項目について「部」よりもさらに詳しく、具体的に担当する課名のレベルまで落とし込んでいく予定でございます。

資料2についての説明は以上となります。

#### ○鳥海議長

ここまでの説明で、ご質問などはありますか。

ご質問がある方は「手」のボタンを押してください。

【挙手等なし】

特にございませんでしょうか。

それでは議題(2)その他についての説明を事務局よりお願いします。

#### ○事務局(佐藤総務企画係長)

健康危機対策課の佐藤と申します。

私から資料3について御説明させていただきます。

スライド「1」をご覧ください。

「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画改定案の県事前確認について」でございます。

県が、計画改定完了前に、事前に市行動計画改定案の内容を確認することとなっております。

経緯としまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（いわゆる特措法）第8条第5項の規定による助言又は勧告で、市町村行動計画改定後の修正等が極力発生しないようにするという観点から、県において事前に確認を実施することとされたところです。

特措法第8条第5項において、「都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し必要な助言又は勧告をすることができる」と規定されております。

太枠内になりますが、国の政府行動計画及び県行動計画と齟齬がないこと、市町村行動計画策定の手引きに沿っていることなどについて、県において確認を行うことになっているところでございます。

続いてスライド「2」をご覧ください。

「県事前確認に伴う追加内容について」になります。

県が行う事前確認においては、国が作成した「市町村行動計画策定の手引き」において、政府行動計画で記載されている内容のうち、この内容については、市の行動計画においても必ず記載をすること、という箇所が複数あり、県の事前確認においても、この点について、市町村の行動計画に記載されているかが、チェックポイントとなっているところです。

あらかじめ確認をしましたところ、表で記しております3点について記載がありませんでしたので、改定案に追加いたしました。追加内容につきましては表に記載のとおりとなります。

続いてスライド「3」をご覧ください。

今後変更が生じる可能性のある箇所について御説明させていただきます。

項目としましては「ワクチン」になります。

市町村行動計画策定の手引きでは、「ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用」として、「大学の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、保健所設置市等は、大学等の研究機関を支援する。」とされております。こちらにつきまして、スライド「4」に記載のとおり、本市には、ワクチン研究を行うような学部を要する大学等が無いことから、市行動計画改定案には記載をしておりません。このことについて、千葉県に記載の必要性の有無を確認しましたところ、「地域の実情を踏まえて実施不可と判断される場合には反映は不要である、その場合は事前確認の際に実施不可である旨と不可と判断した理由について併せて明示いただきたい」、との回答がありました。今回の県からの回答を踏まえ、市行動計画改定案には記載しないことといたしますが、本市が実施不可とした理由によっては、県の事前確認において記載するよう助言または勧告されることも想定されます。その場合は、市町村行動計画策定の手引きを参考に追記いたします。

資料3の御説明は以上になります。

○鳥海議長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますか。

ご意見、ご質問がある方は「手」のボタンを押してください。

【挙手等なし】

意見はございませんでしょうか。

○保健所長

ここまでいろいろ整理していただいていますけれども、本当に順調に進めることができていると思っております。

先ほどもありましたように、新型コロナのような事が起きた時の中においては、医師会はじめ三師会、関係団体としっかりと対策を実行できるようにしていきたいと思えます。

当時は特に高齢者の関係施設等が大変な状況でありましたので、そのあたりを特に今後は、高齢者の部局や障害者の部局などとより一層連携して、普段から有効的な施設のスタッフ等の資質の向上なども図りながら、しっかりやっていくということで今のところ準備を進めておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○鳥海議長

ありがとうございます。

新型コロナに関して、その時に本当に保健所との連携はむしろ強まったし、三師会みんなで力を合わせてやってきたという事で、逆にとても良い経験になったのではないかと思っております。

ドライブスルー方式のワクチン接種では防護服もあまり無く、ビニール合羽のようなものを着用しながら対応した事を思い出しますけれども、ああいう事もできる市でございますので、これからも力を合わせてやっていけば大丈夫だと思います。

これで本日の議題につきましてすべて終了しました。事務局へお返しします。

○事務局（田中健康危機対策課長）

ありがとうございました。

本日の議事録についてはまとめ次第、内容をご確認いただくために送付させていただきます。

本日ご協議ご確認いただきました計画の案は、先ほど職員からの説明にございま

したとおり、9月に市議会に説明し、10月にパブリック・コメントを行う予定です。

その後11月下旬に第2回目の本会議を開催させていただき、パブリック・コメントの結果をご報告の後、計画を決定したいと考えております。

調整の後、第2回の日程について改めて委員の皆様にお知らせいたしますので、どうぞよろしく願いいたします

それでは、以上を持ちまして、令和7年度第1回船橋市感染症対策連携会議を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

以上

閉会 20時05分